

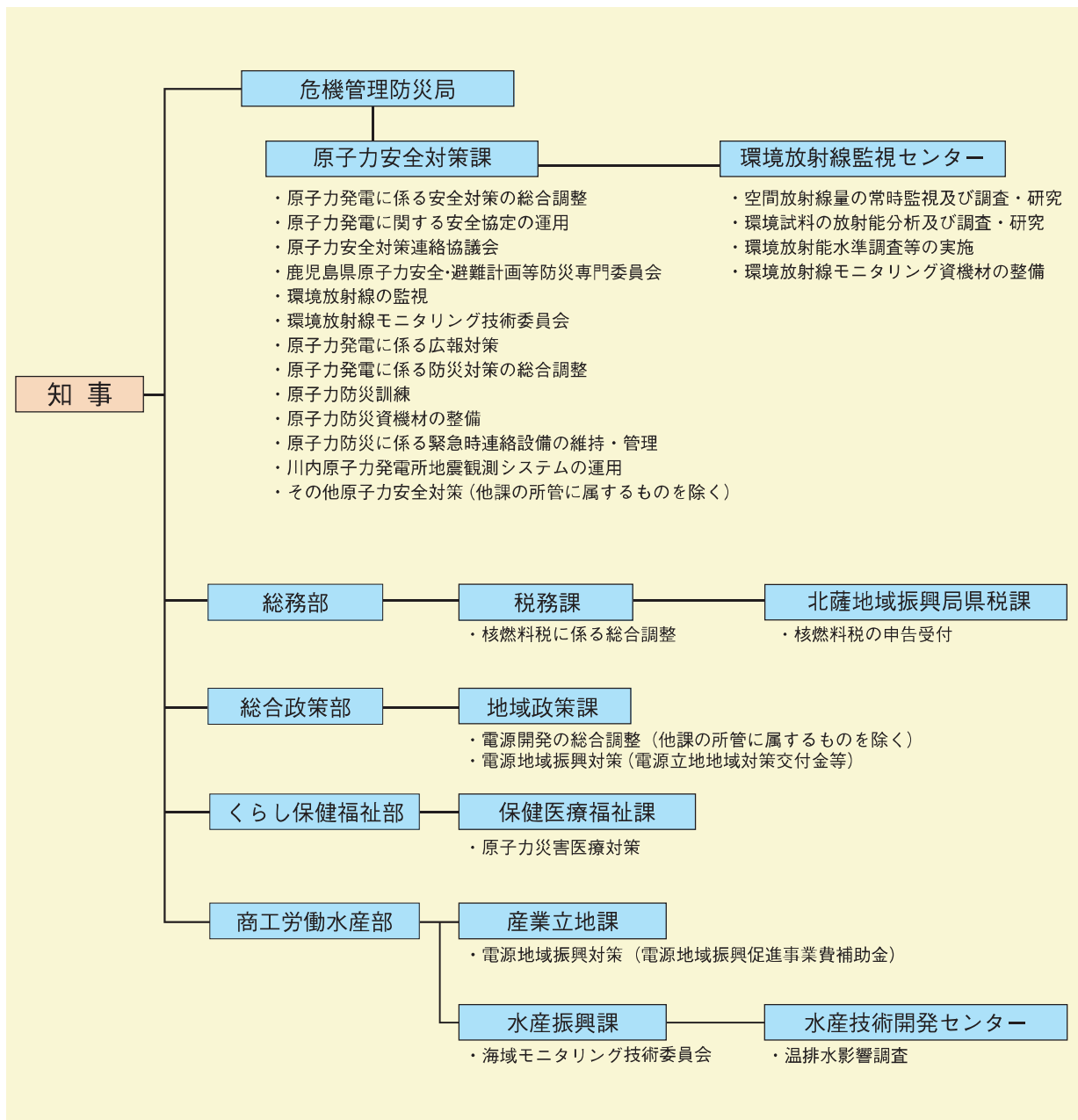
# 第3章 県の原子力行政

## 概要

原子力発電所の安全確保については、設計・建設・運転の各段階において国の規制・監督が行われていますが、県としても発電所周辺地域住民の安全の確保と環境の保全という立場から各種の安全対策を積極的に講じてきています。

県では、川内原子力発電所の安全対策として「原子力安全対策推進要綱」を定め、これを基本に環境放射線の監視、温排水の影響調査を発電所の操業前から始めるとともに、原子力防災体制の整備、安全協定の厳正な適用を主な柱として進めており、安全対策には万全を期しています。

## 行政組織



## 川内原子力発電所に関する安全協定

川内原子力発電所の周辺地域住民の安全の確保及び環境の保全を図るため、発電所が試運転を開始する1年前の昭和57年6月に県・薩摩川内市・九州電力(株)の三者で「川内原子力発電所に関する安全協定」(以下「安全協定」という。)を締結しました。

県ではこの安全協定を厳正に運用し、発電所周辺地域住民の安全の確保及び環境の保全に万全を期しています。

### 〈安全協定の主な内容〉

関係法令の遵守等 (第1条)	九州電力(株)は、関係法令及び協定を遵守するほか、安全管理体制の強化及び放射性廃棄物中の放射性物質の低減に努める。
放射性廃棄物の厳重な管理 (第2～3条)	九州電力(株)は、気体状、液体状の放射性廃棄物を可能な限り低く抑えるように管理するとともに固体廃棄物は安全に保管管理する。
環境放射線及び温排水の測定及び結果の公表 (第5, 15条)	県、薩摩川内市及び九州電力(株)は、発電所周辺の環境放射線及び温排水の測定を行い結果は公表する。
計画等に対する事前協議 (第6条)	九州電力(株)は、原子炉施設、復水器の冷却に係る取放水施設を増設又は変更しようとするとき、新核燃料、使用済燃料、放射性廃棄物の輸送計画を策定しようとするときは事前に県及び薩摩川内市に協議する。
通報連絡の義務 (第7～8条)	九州電力(株)は、発電所の運転状況、環境放射線及び温排水の測定結果を定期的に報告するほか、事故や故障があったとき若しくは、そのおそれがあるときは直ちに県及び薩摩川内市に連絡する。
立入調査と適切な措置の要請 (第9～10条)	県及び薩摩川内市は、住民の安全確保及び環境の保全のために必要と認めた場合、その他県及び薩摩川内市が必要と認めた場合は立入調査を行い、九州電力(株)に対して適切な措置を要請することができる。
防災対策 (第13条)	九州電力(株)は、自らの防災体制の充実強化を図るとともに、県及び薩摩川内市の防災対策に積極的に協力する。
損害の補償 (第16条)	九州電力(株)は、発電所の保守運営に起因して、住民に損害を与えた場合は補償する。
その他 (第12, 14条)	九州電力(株)の委託業務に対する指導監督、県及び薩摩川内市が行う諸調査に対する協力等について規定している。

## この他の関連する協定書

- ・「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書」(平成24年12月)  
(鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町及び長島町と九州電力(株)間)
- ・「いちき串木野市及び阿久根市の住民の安全確保に関する協定書」(平成25年3月)  
(いちき串木野市及び阿久根市と九州電力(株)間)

## 原子力安全対策連絡協議会

川内原子力発電所周辺地域の住民の安全の確保と環境の保全を図るための対策について協議するため、昭和57年11月に設置し、年4回(持ち回り協議会を含む)開催しています。

この協議会は知事を会長として、県議会の代表、発電所周辺地域の市長・議長、県の漁業・農業・商工業関係団体の連合会、医師会の代表など13名で構成されており、環境放射線の調査結果や温排水調査結果、原子力発電所の運転状況などについて報告しています。



### 協議会の構成員

鹿児島県知事（会長）	いちき申木野市長	鹿児島県漁業協同組合連合会会長
鹿児島県議会議長	いちき申木野市議会議長	鹿児島県農業協同組合中央会会長
薩摩川内市長（副会長）	阿久根市長	鹿児島県商工会議所連合会会長
薩摩川内市議会議長	阿久根市議会議長	鹿児島県商工会連合会会長
		鹿児島県医師会会長

## 鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会

川内原子力発電所に係る安全性の確認や避難計画の検証など原子力発電所に関する諸課題について、技術的・専門的見地から意見、助言をいただくとともに、県民に対しわかりやすい情報発信などを行うため、平成28年12月に設置しました。川内原子力発電所の安全性に関する確認や、県及び関係市町が策定する避難計画に関する検証などを行っています。



鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会委員名簿

	委員名	分野	所属・職名
安全性	井口 正人	火山物理学	京都大学防災研究所附属火山活動研究センター センター長・教授
	釜江 克宏	地震工学	京都大学複合原子力科学研究所 特任教授
	佐藤 暁	原子力発電の国際情報	原子力コンサルタント
	中島 健	原子炉物理・臨海安全	京都大学複合原子力科学研究所 所長・教授
	古田 一雄	ヒューマンファクター	東京大学大学院 工学系研究科 教授
	守田 幸路	原子炉熱流動・安全工学	九州大学大学院 工学研究院 エネルギー量子工学部門 教授
防災	越村 俊一	津波工学	東北大学災害科学国際研究所 教授
	相良 雅史	放射線影響	量子科学技術研究開発機構 量子生命・医学部門 放射線医学研究所被ばく医療部診療グループ 技術統括
	地頭蘭 隆	砂防学	鹿児島大学農学系 教授 鹿児島大学地域防災教育研究センター センター長
	塚田 祥文	環境放射生態学	福島大学 環境放射能研究所 教授
	松成 裕子	放射線看護	鹿児島大学 医歯学域医学系 医学部 保健学科 教授 鹿児島大学地域防災教育研究センター 防災教育推進部門長
	山内 康英	災害情報伝達	多摩大学 情報社会学研究所 教授

(令和5年1月25日現在)

川内原子力発電所の運転期間延長の検証

川内原発の運転期間延長については、県原子力安全・避難計画等防災専門委員会において、特別点検の結果や原子炉等の劣化状況の評価等について、科学的・技術的な検証を徹底的に行い、原子力規制委員会による判断が行われる前に、同委員会及び九州電力に対して厳正な対応を要請することとしています。専門委員会においては、原子力政策に批判的な方を含めた検証に必要な専門分野の学識経験者4名を含む、計7名で構成する「川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会」を設置し、運転期間延長に関する検証を行っています。



川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会委員名簿

委員名	分野	所属・職名
大畑 充	破壊力学・損傷力学 材料強度学・溶接力学	大阪大学大学院工学研究科 マテリアル生産科学専攻 教授
釜江 克宏	地震工学・耐震工学	京都大学複合原子力科学研究所 特任教授
橋高 義典	建築材料・ コンクリート工学	東京都立大学大学院都市環境科学研究科 建築学域 教授
後藤 政志	プラント	星槎大学 非常勤講師(元 APAST 代表, 元東芝原発設計技術者)
佐藤 暁	原子力発電の国際情報	原子力コンサルタント
守田 幸路	原子炉熱流動・安全工学	九州大学大学院工学研究院 エネルギー量子工学部門 教授
渡邊 英雄	照射損傷・原子炉材料工学	九州大学応用力学研究所 核融合力学部門 准教授

(令和5年1月25日現在)

## 環境放射線調査

### (1) 監視体制

鹿児島県では、川内原子力発電所の周辺環境への影響を監視するため、発電所が試運転を開始する2年前の昭和56年7月から環境放射線調査を実施しています。

### (2) 調査の概要

調査には「空間放射線量の測定」と「環境試料の放射能分析」があります。

#### ・空間放射線量

発電所の周辺地域に、モニタリングポスト、モニタリングステーションを設置して、線量率を連続測定するとともに、冷却用海水の放水口においては、放水口ポストにより、海水中の計数率を連続測定しています。また、これらの測定局による測定結果を環境放射線監視テレメータシステムにより、集中的に監視するほか、モニタリングポイントにおいて3か月間の積算線量を測定しています。

#### ・環境試料の放射能

発電所の周辺地域において、陸上では米や野菜、牛乳などの農畜産物等を、海域においては、魚介類や海藻類などの海産物等を定期的に採取し、放射能分析を行っています。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は詳細に検討・評価を行い四半期毎に報告書としてとりまとめて公表するとともに県のホームページに掲載しています。また、モニタリングポストやモニタリングステーションにおける空間放射線量の測定結果については、リアルタイムで県のホームページ等で公表しています。

県ホームページ <https://www.pref.kagoshima.jp>

環境放射線監視情報ホームページ <http://www.env.pref.kagoshima.jp/houshasen/>

環境放射線監視情報 携帯電話用 [http://www.env.pref.kagoshima.jp/houshasen/i/data\\_top.cgi](http://www.env.pref.kagoshima.jp/houshasen/i/data_top.cgi)



環境放射線監視情報

#### 印刷物



調査計画，調査結果報告書



広報紙「原子力だよりかごしま」

#### ホームページ



トップページ

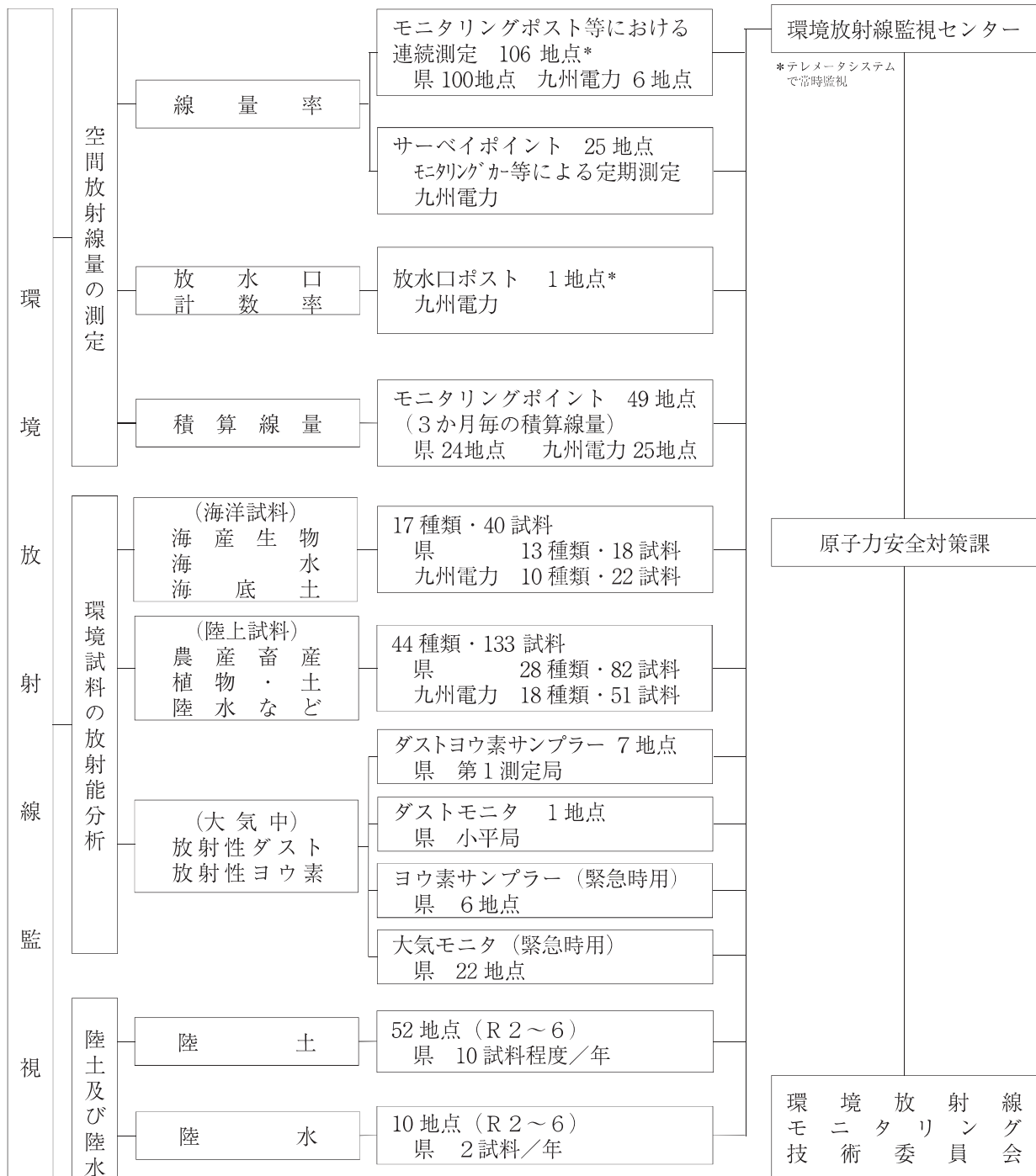


地図表示



測定局のデータ表示

# 環境放射線の監視体制



モニタリングポスト等：空間放射線量を連続測定するための装置などを備えた測定局や電子式線量計



サーベイポイント：モニタリングカー等により定期的に空間放射線量の測定を行う地点



放水口ポスト：冷却用海水の放水口における計数率を測定するための測定局



モニタリングポイント：積算線量計を設地している地点

